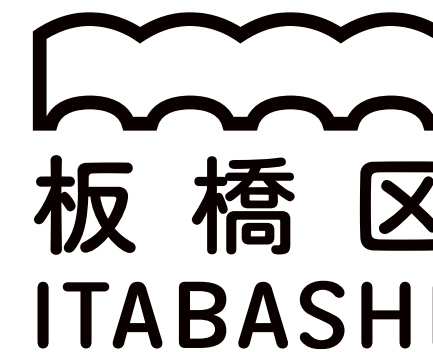




令和8年度

板橋区イノベーション創出・社会実装推進事業

実証・実装プログラム 実施要領



目次

1. 本事業の概要	— 2
2. 本プログラムの概要	— 7
3. 応募について	— 18
4. 審査方法・審査基準について	— 24
5. 留意事項	— 27
6. 本事業の問い合わせ先	— 29

1. 本事業の概要

1. 本事業の概要（1）本事業の実施背景

本年度、今後10年間の産業振興政策の指針となる「板橋区産業振興構想2035」を策定しました。
「新たな発見に出会える、ブランド創造都市」を実現すべく、成長志向の産業育成に取り組めます。



板橋区産業振興構想2035



産業振興構想の策定背景

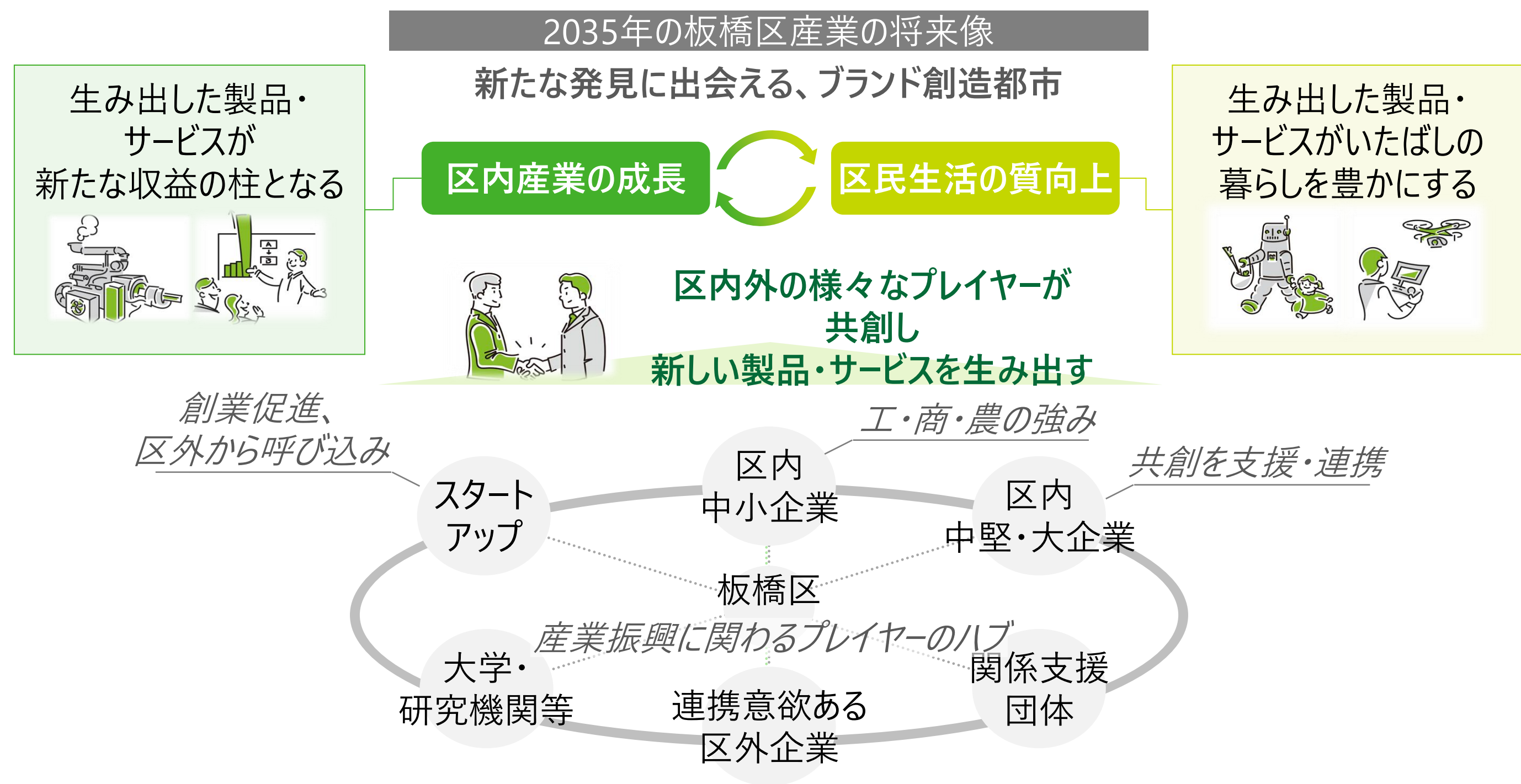
- 長期的な区内産業の発展のため、区内産業の現状と産業振興を巡る世の潮流を踏まえ今後10年間の板橋区の産業振興政策の指針となる「**板橋区産業振興構想2035**」を策定
- 本構想は上位計画の「板橋区基本構想」との連携・整合を図り、産業分野の目標達成をめざす個別計画として位置付ける

本構想を通じて目指す姿・主な取り組み内容

- 多様な産業が集積・発展し生み出してきた板橋区らしい魅力や強みを活かした2035年の将来像として「**新たな発見に出会える、ブランド創造都市**」を設定
- 「**変革**」「**連携**」「**集積**」を基本的な視点とし、**成長志向の産業育成**に取り組む
- 区が産業振興に関わるプレイヤーのハブとなり連携を強化することで、「**産業の成長**」と「**区民生活の質の向上**」が循環するブランド創造都市を目指す

1. 本事業の概要（2）本事業の目的

将来像の実現に向けて、「産業の成長と区民生活の質向上」の循環を区内外の様々なプレイヤーの共創を通じて創出するために、「板橋区イノベーション創出・社会実装推進事業」を立ち上げました。



1. 本事業の概要（3）本事業の全体像

本事業は「共創プログラム群の実施」と「共創コミュニティの形成」によって構成されています。
今回の応募対象は「実証・実装プログラム」となります。

板橋区イノベーション創出・社会実装推進事業

事業内容①：産業成長と区民生活の質向上の
両方に繋がる、**共創プログラム群の実施**

事業内容②：共創意欲を持つプレイヤーの
集積・連携を促す**共創コミュニティの形成**

募集対象

実証・実装プログラム

最大2.5年間
実証：1.5年 + 実装：1年



技術の有効性検証、事業化、社会実装

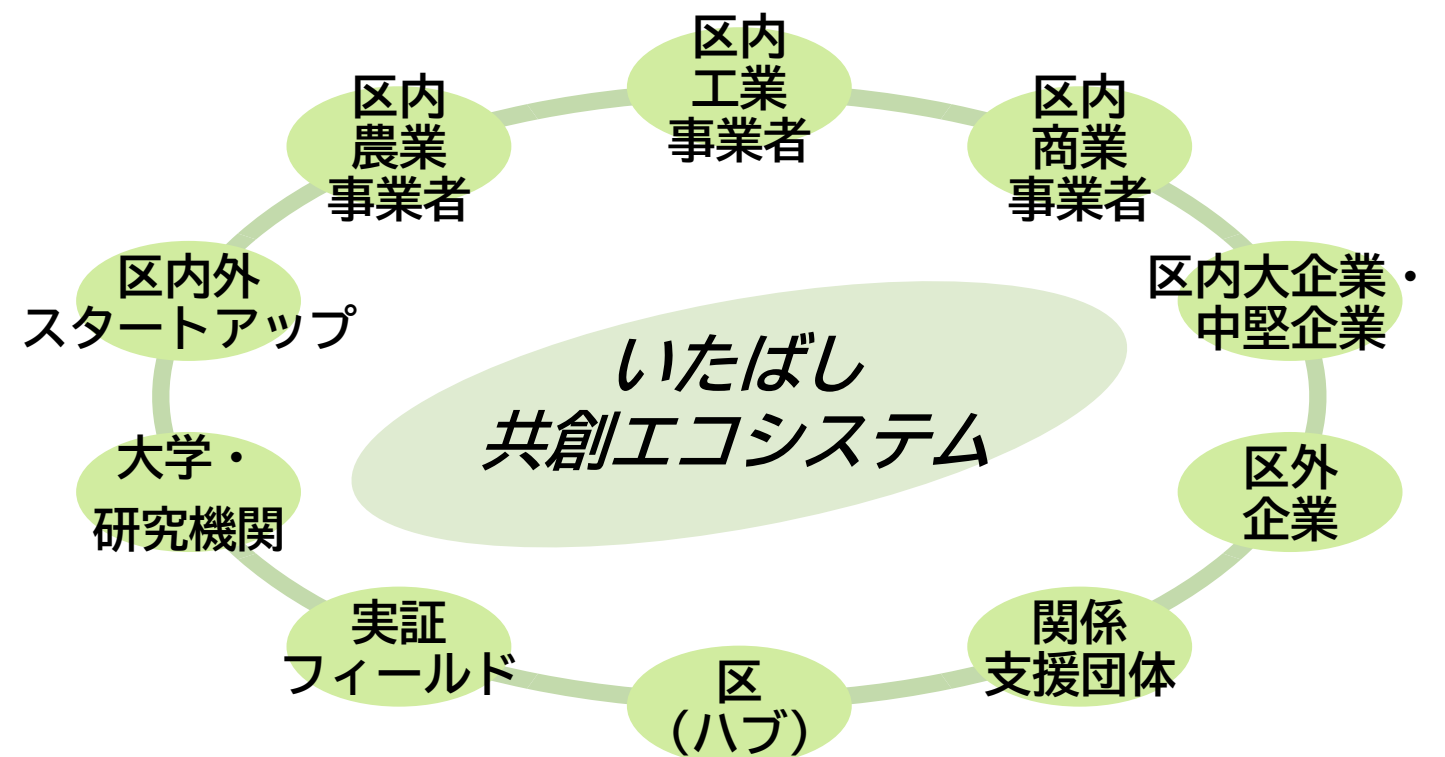
本年秋頃
応募開始

研究開発プログラム

1年間



技術検証可能な新製品の開発



本コミュニティの概要は板橋区のHPをご覧ください
<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bunka/chusho/1064137/index.html>

1. 本事業の概要（4）本事業の特徴

本事業は、区内事業者や区内外スタートアップの共創による、区の産業振興・生活の質向上に資する新たな新製品・サービスの開発・創出を重視しております。

本事業における共創のあり方

区内事業者と区内外のスタートアップの双方による
自社技術・ノウハウの提供を通じて、
双方にとって新たな製品・サービスの開発・創出に向けて協働すること

自社の事業拡張・転換に
取り組む契機の獲得

自社単独では難しい新たな領域に
取り組む環境の獲得

本事業の
ご活用メリット

地域との繋がり強化・
新たな繋がり獲得

区の各種媒体やイベントを通じた
公共領域での実績・PR機会の獲得

2. 本プログラムの概要

2. 本プログラムの概要（1）本プログラムの目的・概要

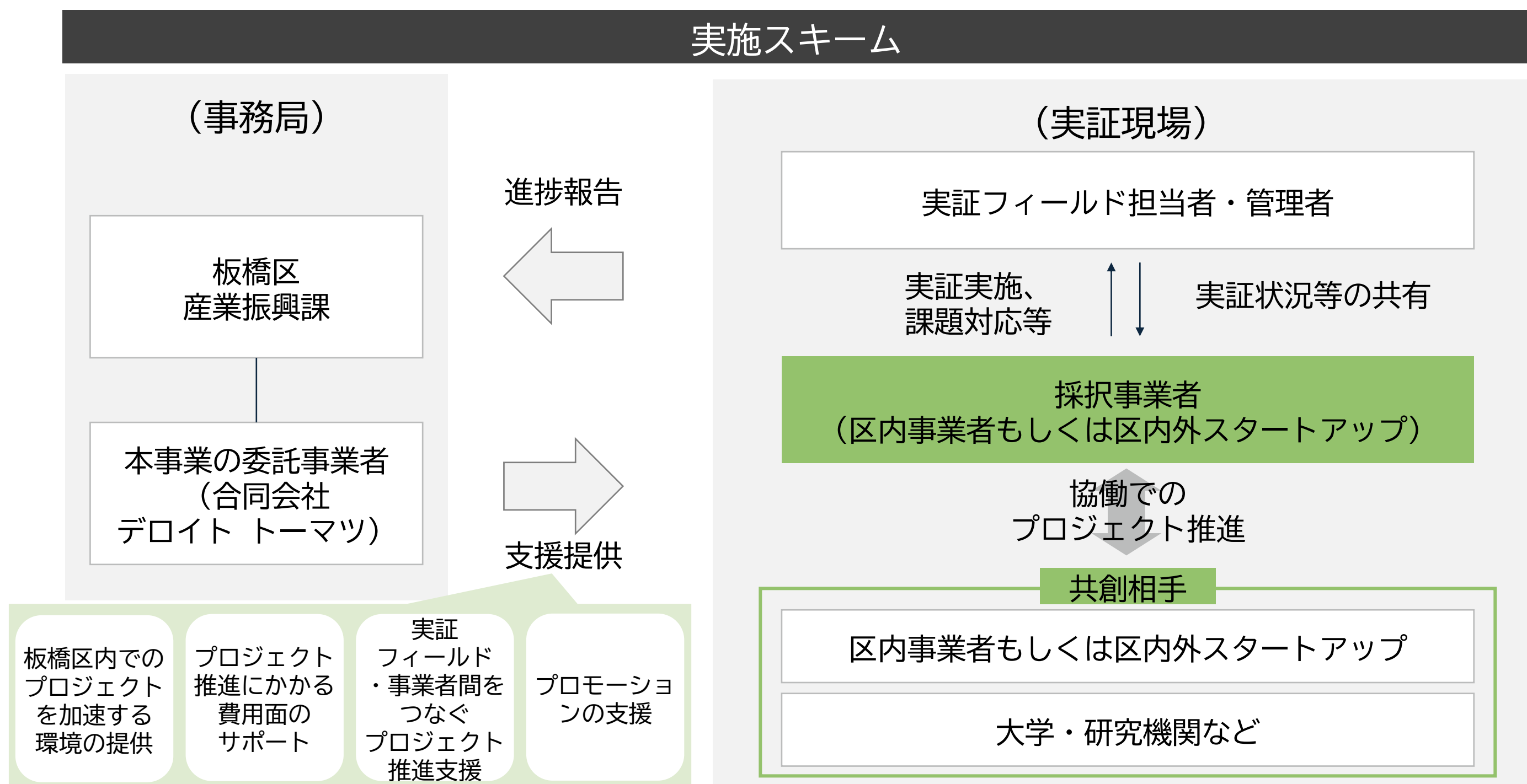
実証・実装プログラムでは、事業者間の共創による新製品・サービスの開発とその製品・サービスの区内実装・社会実装の推進を目的として実施し、最大5件採択します。

プログラム 名称	板橋区イノベーション創出・社会実装推進事業 実証・実装プログラム
目的	板橋区内企業と区内外のスタートアップを中心とした、事業者間の共創による新製品・サービスの開発とその製品・サービスの区内実装・社会実装の推進
採択件数	最大5件を採択予定
実証委託金	単年度あたり最大200万円（税込）まで
採択対象 とする プロジェクト テーマ	■ 以下2要件を満たしていれば、領域は問わないフリーテーマとしての提案が可能です。 要件(1)板橋区で取り組む意義・必要性 要件(2)板橋産業ブランド創造への寄与

2. 本プログラムの概要（2）プログラムの実施体制

事務局の支援のもと、地域・行政の現場において、採択事業者と共創相手、実証フィールド等が連携して実証実験を実施します。

実施スキーム



2. 本プログラムの概要（3）主な支援メニュー

採択事業者が本プログラムにおいて受けることができる主な支援メニューは以下のとおりです。

板橋区内でのプロジェクトを 加速する環境の提供

区内の民間施設・大学との実証フィールドの調整・実施先の拡大や、区内技術専門家・企業・研究機関を紹介し、実証・実装を支援します

プロジェクト推進にかかる 費用面のサポート

採択事業者による実証実験に対する費用として、
実証委託金を支給します
（年200万円（税込））

実証フィールド・事業者間を つなぐプロジェクト推進支援

実証における課題・リスク発生時の調整・サポートなど、事務局による伴走を通じて、円滑なプロジェクト推進を支援します

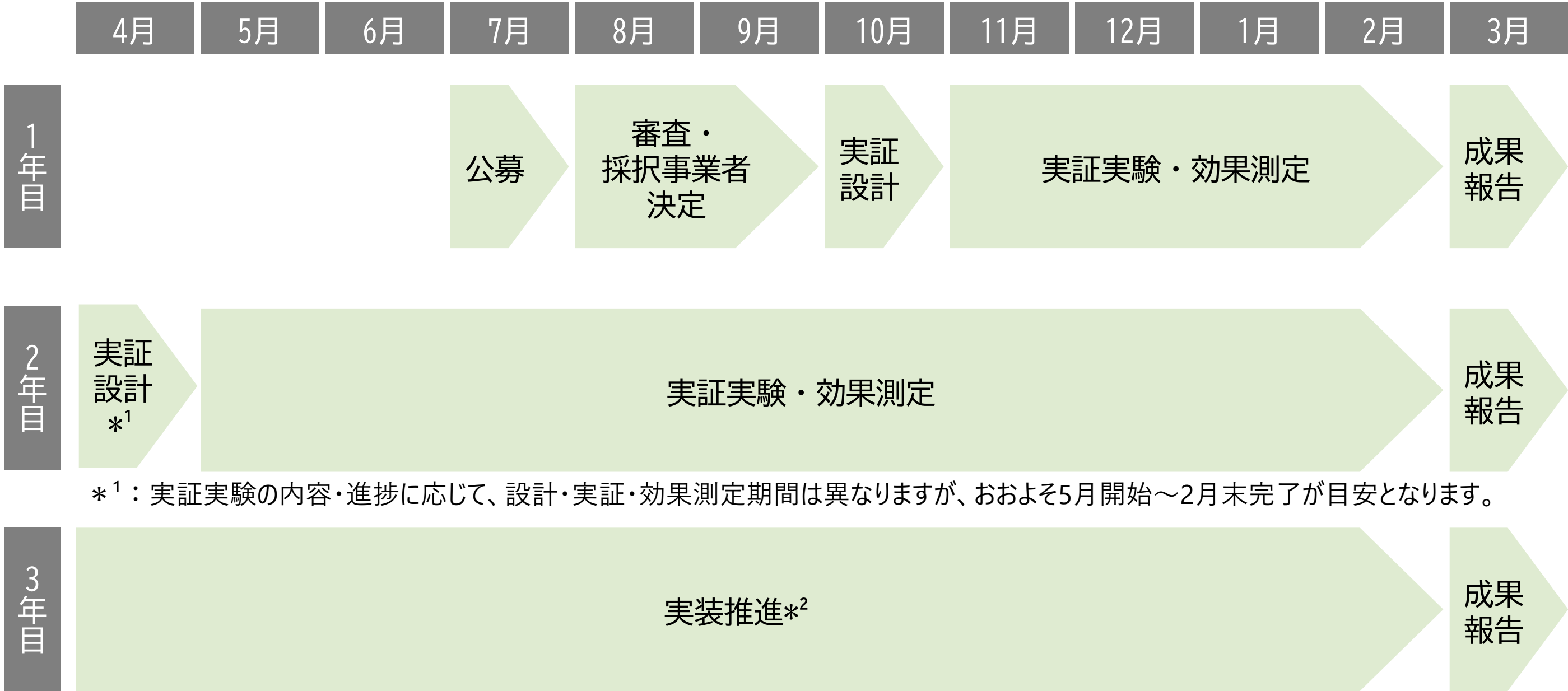
プロモーションの支援

区の広報媒体や各種区内イベントにおいてプロモーションを支援します

2. 本プログラムの概要（4）実施スケジュール

本事業は7月に公募を開始し、審査を経て10月からプログラムを開始します。
初年度は10月から約6か月をプログラム期間とし、翌年3月に成果報告を実施する想定です。

実証実験が継続となった場合、最大2年度の実証実験、3年度目は実装支援を行います

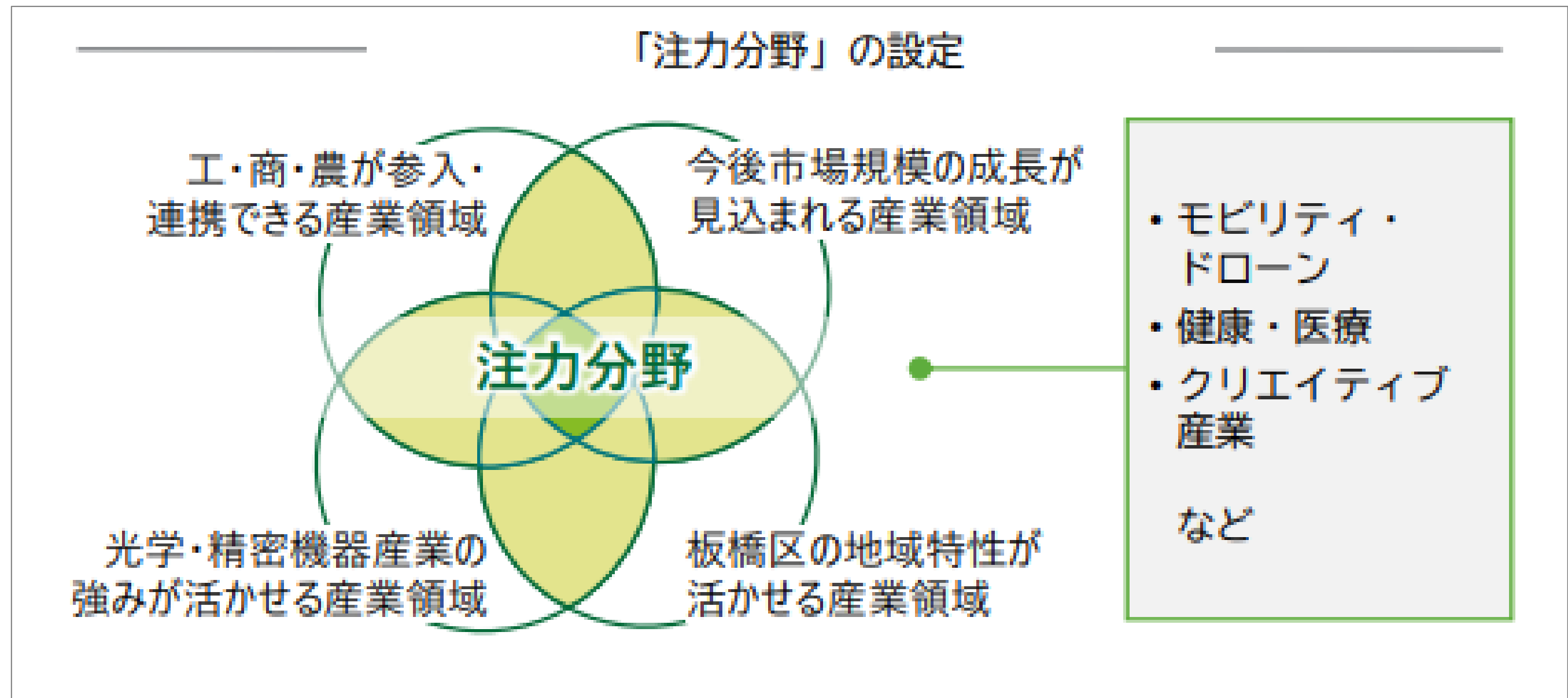


*¹：実証実験の内容・進捗に応じて、設計・実証・効果測定期間は異なりますが、おおよそ5月開始～2月末完了が目安となります。

*²：実証実験2年目までに完成した製品・サービスを、年間を通じて実装支援を行います。

2. 本プログラムの概要（5）推奨テーマ

本プログラムにおける推奨テーマを、「板橋区産業振興構想2035」にて掲げられている注力分野を例として、次頁以降にてご紹介します。



出典：板橋区『板橋区産業振興構想2035』

※上記はあくまで推奨するテーマの例示であり、応募対象となるプロジェクトをこれらの領域やキーワードに限定するものではありません。[板橋区の未来を創造する自由な発想の提案を歓迎](#)します。

2. 本プログラムの概要（5）推奨テーマ

推奨分野におけるテーマ例をご紹介します。

テーマ分野例	プロジェクトテーマ例
モビリティ	自動走行機能等を備えた次世代モビリティの導入による、移動負担軽減と暮らしやすさの向上 — 例：高齢者の買物・通院負担軽減、商店街・団地におけるラストワンマイル移動 等 物流拠点や商業集積を活かした、物流最適化・人手不足対応につながる物流サービスの創出 — 例：共同配送、配送ルート最適化、自動運転・配送支援技術による都市型物流の高度化 等
ドローン	平時と災害時にマルチユースによる防災の力の向上 — 例：河川航路の整備・活用、インフラ点検 等 多様な産業の集積と消費地近接の特性を活かしたドローン活用の促進 — 例：光学・精密機器産業を活かしたプロトタイプ生産拠点の形成 等
健康	「歩きたくなる」まちなかづくりの実現 — 例：商店街・緑地・川辺をフィールドとした健康増進プログラム 等 AIを活用したウェルネス産業の振興 — 例：ウェアラブルデバイスやアプリによる健康状態の可視化 等
医療	デジタル技術の活用による、医療へのアクセシビリティ向上と負担軽減 — 例：遠隔診療・オンライン診療、医療従事者・介護士の負担軽減につながる仕組みづくり 等 自宅や介護施設等での利用を見据えた、身近な医療・介護機器の開発と社会実装 — 例：在宅で利用可能な小型医療機器、介護施設で活用できるモニタリング機器 等

※上記はあくまで推奨するテーマの例示であり、応募対象となるプロジェクトをこれらの領域やキーワードに限定するものではありません。板橋区の未来を創造する自由な発想の提案を歓迎します。

2. 本プログラムの概要（5）推奨テーマ

推奨分野におけるテーマ例をご紹介します。

テーマ分野例	プロジェクトテーマ例
クリエイティブ (絵本・アート等)	ものづくり基盤とデザイン力の融合による、板橋発の高付加価値商品・ブランド創出 — 例：印刷・製本技術とアート、デザイン、ライセンス活用を組み合わせた新商品開発 等
	次世代クリエイターが育ち、区内外の人材が集まる創造都市型コミュニティの形成 — 例：学生や若手クリエイターとの共創、文化施設・図書館・美術館等と連携した創作・発表 機会の創出 等
農業	都市農業と先端技術の融合による、板橋らしい高付加価値な農業モデルの創出 — 例：気候変動等に対応した栽培技術の導入、センシングやデータ活用による生産性向上 等
	農とのふれあいや食育、健康づくりと連動した、暮らしに近い都市農業の展開 — 例：農体験や収穫体験とウェルネスを掛け合わせたプログラム、緑地や地域拠点と連動した 食育・健康増進の取組 等

※上記はあくまで推奨するテーマの例示であり、応募対象となるプロジェクトをこれらの領域やキーワードに限定するものではありません。板橋区の未来を創造する自由な発想の提案を歓迎します。

2. 本プログラムの概要（6）板橋区の資源

板橋区では区内産業・区民生活の両面に裨益する多様な資源を有しています。

次頁以降にて板橋区の資源概要を提示します。プロジェクト検討の参考としてください。

産業

光学・精密機器
等のものづくり
企業の存在



都内外物流拠点
の結節点



絵本産業の中心地



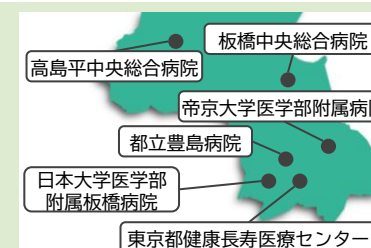
都市型農業



大規模集合団地
の展開



医療機関の集積



地域密着型で生活を
支える商店街



荒川・新河岸川など
を核とした
かわまちづくり



再開発地域における
スマートシティ推進



生活

2. 本プログラムの概要（6）板橋区の資源

板橋区には工業・商業・農業と多様な産業が集積しています。

資源概要		エリア例	関連キーワード
産業	光学・精密機器等の ものづくり 企業の存在	工業専用地域 (新河岸・舟渡エリア)	光学・精密機器産業、板橋産業ブランド、先端技術と伝統技術の融合、アートとものづくりの融合、製品技術大賞、住工調和 等
	都内外物流拠点の結節点	板橋トラックターミナル (高島平)、MFLP (舟渡)	物流拠点、モビリティ、配送DX 等
	絵本産業の中心地	いたばしボローニャ絵本館 (常盤台)、板橋区立美術館 (赤塚)	絵本のまち板橋、いたばし絵本フェスタ、クリエイター、絵本のまちひろば、絵本さんぽ 等
	都市型農業	農地・区民農園 (赤塚)	板橋農業、農業人材育成、農業と商工業の連携、板橋農業まつり、新たな農とのふれあい機会、気候変動等に応じた農業技術活用 等

2. 本プログラムの概要（6）板橋区の資源

板橋区では区民の生活の質向上を目指した多様な取り組みを行っています。

資源概要		エリア例	関連キーワード
生活	大規模集合団地の展開	高島平団地、高島平緑地 等	暮らし続けたいまち、防災、ウェルフェア、にぎわい、UDCTak 等
	医療機関の集積	健康長寿医療センター（栄町） 等	医療機関、医工連携、心身の健康、いたPay健幸ポイント 等
	地域密着型で生活を支える商店街	ハッピーロード大山商店街（大山） 等	板橋のいっぴん、いたばしPay、交流、食を楽しむ 等
	荒川・新河岸川などを核としたかわまちづくり	荒川・新河岸川エリア	ITTA KAWAMACHI PROJECT、アーバンリバーパーク、自然地 等
	再開発地域におけるスマートシティ推進	高島平、板橋駅西口地区、大山駅周辺地区 等	モビリティ、スマートエネルギー、グリーンインフラ、板橋ドローンフィールド 等

3. 応募について

3. 応募について（1）応募資格

本事業の応募対象者は、以下の事項を満たす「区内事業者」または「スタートアップ」となります。

対象	対象ごとの応募資格	共通の応募資格
区内事業者	1. 板橋区内に事業所（工場・営業所・店舗 等）を有している 2. 中小企業基本法にて定められる中小企業または小規模事業者に該当する事業者（個人を除く。）	1. 法人事業税及び法人住民税を滞納していない者 2. 地方自治法施行令（昭和26年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。※1 3. 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び第30条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。 4. 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。 5. 東京都板橋区暴力団排除条例（平成24年東京都板橋区条例第28号）第2条 に規定する暴力団等と密接な関係があると認められる者との関与がないこと。
スタートアップ	1. 創業後及び第二創業後概ね10年を超えないこと 2. 中小企業基本法にて定められる中小企業または小規模事業者に該当する事業者（個人を除く。） 3. 応募時点で株式市場において未上場であること 4. 今後、板橋区内での事業展開・社会実装を志向している	

※1：地方公共団体の競争入札等に参加する資格のない者として定められた要件（契約締結能力のない者、破産者、過去の契約で不正行為を行った者など）に当てはまらないことを示します。

3. 応募について（2）応募に関する補足事項

本事業の応募に際しては、以下の考え方を踏まえてください。

複数応募 について

1. 異なるプロジェクトの内容であれば、実施主体として複数応募することは可能です。
※複数応募の場合は、応募対象となるプロジェクトごとに「プロジェクト計画書」を作成してください。
2. また、共創相手として複数のプロジェクトで応募することも可能です。

応募時点に おける共創先の 確保要否 について

1. 応募時点において、共創相手の確保は必須としません。
2. 応募資格を満たす事業者は、単独で応募することができます。
※ただし、応募に当たっては、プログラム期間中における共創相手の確保を見据えた取組であることを、プロジェクト計画書において示してください。

他事業の 助成金・ 補助金の扱い

1. 本事業で支給する「実証委託金」は、その他の事業における助成金・補助金と異なる使途の経費に対するものであれば使用可能です。
※ただし、他事業の助成金・補助金を併用する場合は、当該助成金・補助金の交付ルール等に抵触しないことを、各事業者においてあらかじめご確認ください。

実証期間 について

1. 採択されたプロジェクトは、令和8年度中に実証実験による技術検証を行います。なお、実証実験の有効性が認められた場合、最大2.5年（令和10年度末まで）実証実験・実装への取り組みを推進することが可能です。
※ただし、採択時点でその期間を確約するものではありません。

3. 応募について（3）応募方法及び提出書類

応募に際しては、次の表に掲げる書類等を期日までに手順に従って提出してください。

提出書類	提出期日	様式番号	提出方法	提出先
①応募申込 (※1)	令和8年 7月17日 (金) 17時まで	—	・ 「応募申込フォーム」にて申し込み (書面での申込は不要)	「応募申込フォーム」リンク↓ https://forms.cloud.microsoft/e/NH5CsU6nvw
②質問票 (※2)		—	・ 応募に関する質問がある場合は 「質問フォーム」で提出 (書面での提出は不要)	「質問フォーム」リンク↓ https://forms.cloud.microsoft/e/Dv4wuhE4Zk
③誓約書 (※3)	令和8年 7月31日 (金) 17時まで	様式1	以下2段階の手順で提出・報告してください	いたばし共創エコシステム運営事務局 (合同会社デロイト トーマツ) itabashi_co-creation@tohmatu.co.jp 「応募書類提出完了報告フォーム」リンク↓ https://forms.cloud.microsoft/e/tJS9TsbGZS
④会社概要		—		
⑤プロジェクト計画書 (※4)		様式2		
⑥定款及び登記事項証明書 又は準ずる書類		—		
⑦法人事業税及び 法人住民税の納税証明書 (直近1期分)		—		
⑧税未納理由申立書 (※5)		様式3	① 事務局宛てにメールで提出 件名：【板橋区イノベ】応募書類提出（企業名） ② メールにて応募資料の提出後、 「応募書類提出完了報告フォーム」にて、 応募書類の提出が完了したことを報告して ください	

※1：応募申込後の辞退も可能ですので、申請する可能性がある場合は、まず「①応募申込」をお願いします。

また、辞退される場合は事務局へご連絡のほどお願いします。

※2：質問への回答は、全ての応募事業者に一括で電子メールにて送信するとともに、その後板橋区ホームページで公開する予定です。

なお、審査の詳細に関わる事項など、質問内容によっては回答しかねる場合がございます。

※3：本書類を作成するうえでは、別紙の記載例も参照ください。

※4：複数申請する場合は、プロジェクトごとにプロジェクト計画書を提出ください。

また、本書類を作成するうえでは、別紙の記載例も参照ください。

※5：決算期に達していないなどの正当な理由により⑦が提出できない場合に限り、提出が可能です。

また、本書類を作成するうえでは、別紙の記載例も参照ください。

3. 応募について（3）応募方法及び提出書類

各種書類の提出方法は以下の通りです。

提出書類	提出方法
定款	公証役場より定款の謄本をご請求のうえ、発行された原本のスキャンデータもしくは、電子定款をご提出ください。 合同会社であり定款の認証を受けていない場合など、謄本の提出が難しい事情がある場合は、原本証明を行った定款のスキャンデータでも構いません。 （原本証明とは、原本と内容に相違ないことを証明いただくものです。） 【原本証明の方法】 STEP1. 会社に保管している定款を、A4サイズ用の紙に白黒でコピーし、ページの順番どおりに揃えて、左側の2か所をホチキスで留めてください。 STEP2. ホチキスで留めた定款のすべての見開き部分に、会社の代表者印で契印してください。 STEP3. 最終ページの余白や裏面に、原本と相違ない旨（文言の指定はなし）と原本証明をした日付（提出日ではない）・本店所在地・会社名・代表者名を記載し、代表者印を押してください。
登記事項証明書 又は準ずる書類 （履歴事項全部 証明書など）	法務局へ申請し、発行された原本（コピーは不可）のスキャンデータをご提出ください。 参考：各種証明書請求手続：法務局（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/category_00002.html）
法人事業税及び 法人住民税の 納税証明書	所管の都道府県税事務所へ申請し、発行された原本（コピーは不可）のスキャンデータをご提出ください。 また、法人税ではないため税務署に申請するものではないことにご留意ください。 2つの税目が必要であることにもご留意下さい。

3. 応募について（3）応募方法及び提出書類

「プロジェクト計画書」は最大20ページのフリーフォーマットです。

記載項目は審査基準に則っていますので、審査基準を考慮して作成してください。

プロジェクト計画書 記載項目（概要）

0. 表紙：事業名、プロジェクトテーマ
1. 企業概要：企業概要、事業概要、担当者情報
2. ビジネスモデルの革新性（評価基準①）
 - ・本プロジェクトを通じて実現を目指すビジネスモデル
 - ・プロジェクトにて扱う事業の新規性・独自性、市場性、比較優位性
3. プロジェクトの実現性（評価基準②）
 - ・実証実験の目的・内容・実証実験を通じて得たい成果・検証の方法・スケジュール
 - ・実証実験及び実装場所の想定フィールドもしくはその要件
 - ・実施体制・関与者の実績
4. 区内産業の振興への寄与（評価基準③）
 - ・本プロジェクトが対象とする産業テーマ
 - ・板橋区の地域的・産業特性との親和性／産業振興への寄与の可能性
5. 社会課題解決への寄与（評価基準④）
 - ・解決を目指す社会課題・社会課題解決への意欲
 - ・板橋区における社会課題解決の見込み／区以外への水平展開・波及効果の見込み
6. 板橋区内企業・スタートアップ等との連携効果（評価基準⑤）
 - ・共創相手となる事業者・団体名もしくは、その想定する共創相手の要件
7. プロジェクトの収支計画

4. 審査方法・審査基準について

4. 審査方法・審査基準について（1）審査方法

申込は応募意向提出と計画書提出の二段階で実施します。期日までに必要書類をご提出ください。
書類審査・プレゼン審査を行い、9月下旬頃採択事業者を決定する予定です。

公募審査の全体像

ステップ		時期	実施内容
申込	応募意向提出	～2026年7月17日	■ 「応募申込フォーム」による申し込み
	応募書類提出	～2026年7月31日	■ プロジェクト計画書、誓約書等の必要書類の作成・提出
書類審査 (一次審査)	書類審査	～2026年8月中旬	■ 審査基準に則り書類審査通過者を決定
	書類審査結果通知	2026年8月下旬	■ 審査結果の通知（通過者には二次審査の案内）
プレゼン審査 (二次審査)	プレゼン審査	2026年 9月上旬～中旬	■ プレゼン審査を行い、採択事業者を決定
	プレゼン審査結果通知	2026年 9月下旬～10月上旬	■ 審査結果の通知

※プレゼンテーションの実施方法等の詳細は、一次審査結果通知時にご連絡します。
本プログラムで採択するプロジェクトは最大5件となりますので、応募多数時は総合評価の高い企業を採択します。
審査結果の詳細については公開せず、審査結果に関するご質問にはご回答しかねます。ご了承ください。
「3. 応募について（1）応募資格」に示す資格を満たさないと判断した場合には、失格とします。

4. 審査方法・審査基準について（2）審査基準

事業目的に沿って、5つの審査観点を設定しています。

審査観点	審査項目	配点
①ビジネスモデルの革新性	•具体的な事業プランを有しており、課題が明確か •事業プラン・サービスの拡大や成長が期待できるか（新規性・独自性、市場性・比較優位性を有しているか）	配点 計50点 (各10点)
②プロジェクトの実現可能性	•実証フローや事業スキームが明確に記載され、具体的な実証内容が検討されているか •定量的、定性的なKPIが設定され、成果が得られる実証となっているか	
③区内産業との親和性	•区の地域・産業特性を踏まえており、区の産業成長に繋がる分野を設定できているか	
④社会課題解決への寄与	•板橋区における社会課題解決に資する展開が見込めるか •板橋区以外における水平展開・波及効果が見込めるか	
⑤他事業者との共創可能性	•区内事業者もしくはスタートアップとの連携を見据えた事業プランとなっており、共創による効果が見込めるか	

5. 留意事項

5. 留意事項

本事業の留意事項及びプロジェクトにおける実証実験の権利帰属についてご確認のうえ、応募ください。

留意事項について

申請者は以下の点に留意のうえ、申請してください。

- ✓ 本事業の採択後における、採択事業者の事由による辞退は原則として出来ません。
- ✓ 審査結果の詳細については公開せず、審査結果に関するご質問にはご回答しかねます。ご了承ください。
- ✓ 実証実験の実施にあたっては関係法令等を遵守してください。
- ✓ 実証実験中に発生した事故や苦情が、採択事業者が提供するプロダクト・サービス等の瑕疵によるものと見なされる場合には、採択事業者が一切の責任を負うものとし、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）については、採択事業者がその費用を負担するものとします。損害は、利用者等の怪我や実証フィールドの設備等を損傷するなどの有形のものに限らず、実証実験に伴い設置する機器等が原因となる障害や、機器等の誤作動によるものも含みます。
- ✓ 実証に使用するプロダクト・サービス等は、安全が十分に検証され、保障されたものを使用することを前提とした上で、実証を実施する際においても、安全対策の実施、安全性の向上に努めてください。
- ✓ 本実証を通じて、区から提供を受けた電子データについては、実証実験終了後に破棄してください。また、提供データを実証の実施以外の目的で使用することや、区が権利を有する提供データや情報及び、実証に係る成果物を区の承諾を得ずに第三者に提供することを禁止します。

実証実験の権利帰属について

本事業に係る成果物及び権利帰属は以下の通りとなります。以下に示す成果物以外が生じる場合については、関係者間で協議のうえ、権利帰属を決定します。

なお、採択事業者と協業先企業の間で発生した成果物については、両者間で権利帰属の取り決めを行います。

- ✓ 実証実験の成果報告書：権利帰属は板橋区とします。
- ✓ 実証実験のために導入・開発・改良した製品・サービス：権利帰属は採択事業者とします。
- ✓ 実証実験の実施によって得られたデータ：権利帰属は採択事業者としますが、板橋区の要請に応じて、協議のうえ、共有するものとします。

6. 本事業の問い合わせ先

6. 本事業の問い合わせ先

本事業についてのお問い合わせは、事務局である合同会社デロイト トーマツの専用メールアドレスにご連絡ください

事務局		合同会社デロイト トーマツ
問合せ先		itabashi_co-creation@tohmatu.co.jp
事務局の企業情報	発足年月	2025年12月
	代表者	代表執行役 長川 知太郎 代表執行役 鹿山 真吾
	人員数	約12,000名（子会社含む）（2026年5月時点）
	事業内容	合同会社デロイト トーマツは、日本の経済・社会に貢献するために多様な専門家を擁する国内最大規模のプロフェッショナルファームです。 監査・保証業務や税務・法務領域を含むデロイト トーマツ グループの総合力と国際力を活かし、複数専門分野を掛け合わせて、戦略策定から実行、またテクノロジーの実装や運用など、End-to-Endのサービスを提供します。また、業界知見を深化させ、クライアントの持続的な成長や新産業創造を支援します。
	URL	https://www.deloitte.com/jp/ja/about/group/deloitte-tohmatu-llc.html